



令和6年度

年末の交通事故防止運動

期間：12月1日(日)～12月10日(火)

◎12月1日は、“交通安全意識を高める日”

◎12月2日は、“自転車安全利用の日”です。

重点：

1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
2. 夕暮れ時・夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
3. 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外



酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

主唱：西宮市交通安全推進協議会

事務局：西宮市 交通安全対策課 ☎ 0798-35-3806



詳細はコチラ